

各関係団体代表者 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度電子処方箋の活用・普及の促進事業の周知について（依頼）

日頃から、本県の医療・薬務行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では昨年度に引き続き、電子処方箋の活用・普及を推進するため、医療機関・薬局に対する「電子処方箋管理サービス」に関するシステム導入費用を補助する事業を行います。

本事業の概要は次のとおりとなっており、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の補助を受けていること及び県が指定する電子処方箋に関するポスター掲示への協力が要件ですので、その点に御留意の上、本事業について貴会会員に周知及び可能な範囲で貴会ホームページや会報誌等への掲載に御協力くださいますようお願いいたします。

1. 補助対象

支払基金が実施している「医療情報化支援基金（電子処方箋）※」の交付決定を受けている神奈川県内の保険医療機関・保険薬局であって、ポスター掲示の協力が可能な施設（ただし、過去に神奈川県の補助をすでに受けた事業は除く。）

2. 申請期間

（予定）令和 7 年 7 月 15 日～11 月 30 日

3. 申請方法

e-kanagawa 電子申請システムによる申請

4. そ の 他

昨年度とは手続きの流れが変更になり、補助金の交付申請と実績報告を同時に行っていただく予定です。詳細は別紙をご確認ください。なお、本通知の内容は現時点での概要であり、詳細が決まりましたら改めてご案内いたします。

県 HP「電子処方箋の活用・普及促進事業について」



※支払基金の補助金については、社会保険診療報酬支払基金 HP でご確認ください。



問合せ先

薬事指導グループ 千代

電話 045-210-4967（直通）

令和7年度神奈川県電子処方箋の活用・普及の促進事業について

電子処方箋とは、紙の処方箋を電子化したもので、「電子処方箋管理サービス」により全国的な仕組みとして令和5年1月に運用が開始されました。

国は、電子処方箋管理サービスの導入促進のため、令和4年度（令和5年2月1日から申請受付）から、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を通じて、医療機関や薬局に対するシステム導入費の補助を行っており、補助率は、病院は3分の1、診療所と薬局は2分の1となっています。

神奈川県では、この支払基金の補助を受けた医療機関や薬局を対象に、上乗せする形で補助する事業を実施します。

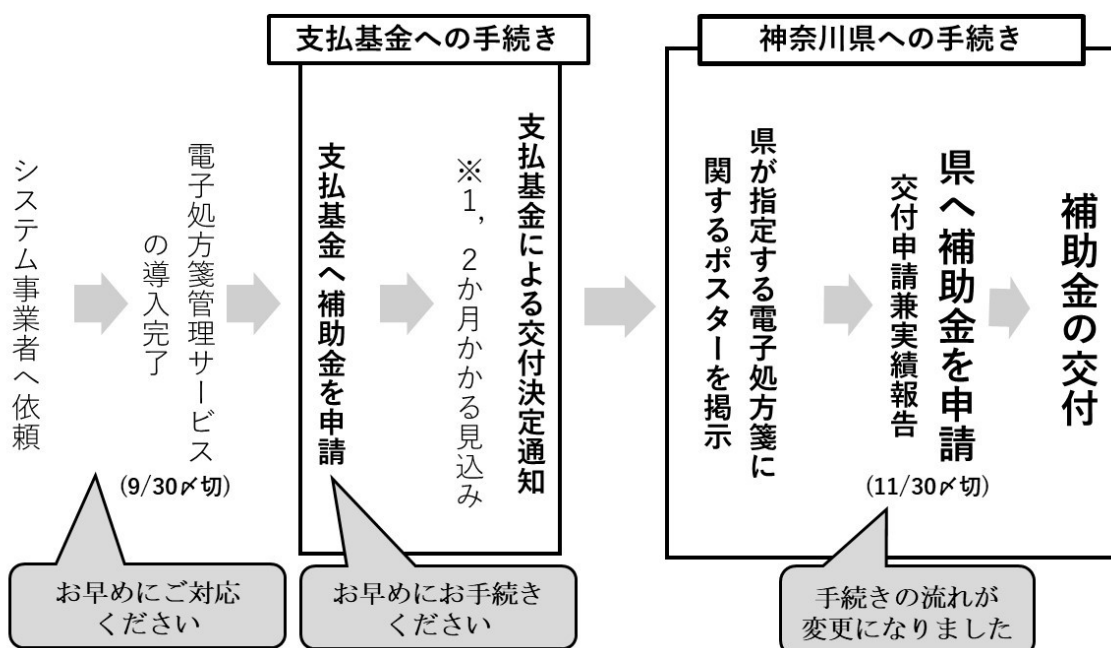
手続きの流れ

- 当県へ申請する前に、電子処方箋管理サービスの導入と支払基金への補助金申請のお手続きをお願いいたします。
- 当県へ申請する前に、ポスターの印刷及び掲示について御協力をお願いいたします。

【注意点】

- ・昨年度は、システム導入に時間を要し、県補助金申請の添付書類である支払基金による補助金等交付決定通知書が申請期限に間に合わない事例があったことから、システム導入及び支払基金への補助金申請の手続きはお早めをお願いいたします。
- ・昨年度とは手続きの流れが変更になる予定です。

昨年度（手続きは2回）	今年度（手続きは1回）
補助金交付申請（①） → ポスターの印刷及び掲示 → 実績報告（②）	ポスターの印刷及び掲示 → 交付申請兼実績報告（①）



補助内容 次の費用を補助対象とします。

- (1) 電子処方箋の初期導入費用：電子処方箋管理サービスの導入に要した費用
- (2) 電子処方箋の新機能導入費用：電子処方箋管理サービス導入に関するシステムベンダー向け技術解説書に掲げられた次の新機能を改修に要した費用
 - ・リフィル処方箋
 - ・口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
 - ・マイナンバーカード署名
 - ・処方箋 ID 検索
 - ・調剤結果 ID 検索（保険調剤薬局の場合のみ）
- (3) (1) と (2) の同時導入費用

補助率 補助対象の費用（上記（１）～（３））によって、上限金額が異なります。

○大規模病院・病院：補助対象費用の 1/6

○診療所・薬局：補助対象費用の 1/4

対象費用	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	薬局
(1)初期導入費用	1/6 81.1万円	1/6 54.3万円	1/4 9.7万円	1/4 9.7万円
(2)新機能導入費用	1/6 22.6万円	1/6 16.7万円	1/4 6.1万円	1/4 6.4万円
(3) (1)と(2)の同時導入費用	1/6 100.3万円	1/6 67.6万円	1/4 13.5万円	1/4 13.8万円

※上段は補助率、下段は上限金額

【補助イメージ】 (3) の場合

大規模病院	補助上限額 200.7万円 100.3万円	
	支払基金補助金 1/3	県補助金 1/6 自己負担分
病院	補助上限額 135.3万円 67.6万円	
	支払基金補助金 1/3	県補助金 1/6 自己負担分
診療所	補助上限額 27.1万円 13.5万円	
	支払基金補助金 1/2	県補助金 1/4 自己負担分
薬局	補助上限額 27.7万円 13.8万円	
	支払基金補助金 1/2	県補助金 1/4 自己負担分

※大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局）の支払基金補助金は1/4